

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山下委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。長妻昭君。

○長妻委員 おはようございます。長妻昭でございます。

まず、事実確認だけさせていただきます、官房長官に。

昨年九月十一日の件の確認でございます。現在官房長官秘書官の方が、秘書官になる直前、経済産業省在籍時でございますが、大阪万博関係で公費出張の話です。

この現在官房長官秘書官の方が、昨年九月十一日に、大阪のホテルに一人で宿泊すると申告して泊まりましたけれども、ホテルには内緒で、妻ではない女性と一緒に二人で宿泊した。二人宿泊の場合は追加料金が必要にもかかわらず、その際に追加料金を支払わなかった。その後、マスコミからの取材、問合せを受けて、慌てて先月末の五月二十九日に当該ホテルに追加料金を支払ったと。これは事実でしょうか。そして、問題はありませんか。

○木原国務大臣 おはようございます。

御指摘の記事については私も読んでおりまして、それは私の秘書官でございます。今御指摘のとおりでありまして、当時、高市内閣発足前……（長妻委員「九月十一日の話です」と呼ぶ）ええ、私の秘書官が経産省に勤務時代の話でございます。現在、経産省の方で確認中ではありますけれども、その点につきましては、予約時には一名分又は一室分で申し込み、支払い時には申し込みに応じて支払いを行った件が数件あるのではないかということと報告を受けております。

それで、追加料金が発生する場合には、ホテルによつては料金メニューに様々な形があるという聞いておりました、例えば、二人で宿泊した際には、二人目の追加料金が発生する場合もあれば、一人で宿泊しても二人で宿泊しても料金が変わらない、ルームチャージのような認識もありますので……（長妻委員「ちよつと委員長、九月十一日の話」と呼ぶ）

○山下委員長 いや、経緯も必要ですから。（長妻委員「いや、だから十一日を聞いているんです」と呼ぶ）ええ。ですから、その十一日をする前提として経緯を説明されております。（長妻委員「今のは十一日の話ですか」と呼ぶ）

○木原国務大臣 ええ。調査中でありまして、当該職員によれば、一回分は追加料金が発生しないことを確認しましたけれども、もう一回分については、二名で宿泊すると追加料金が発生することと認識したため、後日私費で支払ったところであり、いずれのホテルとの間でも、精算関係は適正

に終了したというふうに聞いております。（長妻委員「言っているのは九月十一日の話ですか。ちよつと一回止めてください」と呼ぶ）

○山下委員長 では、速記を止めてください。（速記中止）

○山下委員長 速記を起こしてください。木原官房長官。

○木原国務大臣 今日、済みません、政府参考人を登録いただいていないので、まだ経産省の中で調査の中で、今報告が届いているのは、令和七年九月十一日はホテルで朝まで知人と過ごしたということ聞いております。聞いていたのは以上でございます。（長妻委員「追加料金は」と呼ぶ）それ以上の情報は、済みません、今持っておりません、私の手元にはまだ届いておりません。ただ、九月十一日はホテルで朝まで知人女性といったという報告を受けております。

○長妻委員 これは、話が昨日聞いているのと違いますね。九月十一日は、追加料金、これは支払わなかった、追加料金が必要にもかかわらず。

これは、官房長官に答弁していただくように、ちゃんと情報共有するように何度も繰り返し、二日前から言っていますよ。これは政府の怠慢じゃないですか。

九月十一日は、追加料金が発生する仕組みにもかかわらず追加料金を払わなかった、その時点では。こういう事実はあったんですか。

○木原国務大臣 今日は参考人を登録していただいているんですけども、今確認をさせたところ、九月十一日については、その場ではお支払い

をしておりませんが、後日精算したと報告を受けたところでございます。

○長妻委員 後日払ったのも、昨日聞きましたら、マスコミの取材があつたので、慌てて先月末の五月二十九日に払ったというふうに聞いたんですが、これは事実ですか。ちゃんと共有しておいてください、昨日言ったんだから。

○木原国務大臣 経産省が本人に聴取したところによれば、雑誌からの取材依頼を契機に、支払うべき追加料金があつたのではないかと、そのように本人が思いまして、そして事情をホテルに説明をし、追加料金が必要なケースだということで、それをお支払いした、そのように報告を受けました。

○長妻委員 これは、法務省に確認しますと、追加料金を支払わない、一人で泊まるというふうにある意味ではだましてということであれば、罪に当たり得るという見解を示されております。そして、旅館業法では、何人泊まるかというのを虚偽の申請をすると、問題がないわけではないというのを所管の厚労省からも聞いております。

この女性からは、一緒に宿泊して大丈夫なのかという趣旨の、メッセージアプリで問合せが来て、この秘書官は、公務のために宿泊しただけです、こういうふうには返答した、こういうことが言われておりますが、このやり取りは事実ですか。これはちゃんと共有していないじゃない、昨日言っているのに。秘書官だよ、官房長官の。

○木原国務大臣 冒頭申し上げましたように、今回の事案の大宗は経産省時代の勤務でありますので……（長妻委員「今、秘書官じゃない。あなた

は監督者でしょう」と呼ぶ）ええ。現在……（長妻委員「現在はそうだけれども、過去のことで今の資質が問われているんだから」と呼ぶ）当時のことでございますので、その大宗は経産省時代のことであり、私の手元にはホテルの領収書であるとかそういうのはありませんので、経産省において聞き取りを行っております。

その中で、本人は、宿泊した時点においては、二人分の宿泊料金が不要であると考えていたと。つまり、一人分、必要であれば二人分の料金を払う場合もあれば、ルームチャージとして二人分、不要じゃない場合もあるので、その件については二人分の宿泊料金は不要であると考えていたと聞いております。（長妻委員「いや、だから、メッセージアプリの件です」と呼ぶ）メッセージアプリの件は、その点についてはまだ報告を受けておりません。

○長妻委員 これは本当に人ごとですね。これは秘書官ですよ、今、官房長官の。しかも、去年の話ですよ。これはこのまま続けさせるんでしょうか。そういうことで、関心を持って、当事者ですからね、官房長官。

もう一つ、この報道によると、情報漏えい、情報管理に問題があつたのではないかとという報道があります。

大阪万博について皇族に御説明した際のやり取りをこの女性に漏らしたという報道がありますが、それ以外の報道も出ておりますが、機密漏えい、情報漏えい、情報管理に問題と。これは事実ですか。

○木原国務大臣 機密情報漏えいという御指摘でありましたが、そうした点も含めて、今、経済産業省と協力して総合的に確認を行っているところでありまして、確認された事実に基づいて適切に対応していきたいと思っております。

事実関係、これは非常に機微にわたる話でもありますし、また、本人は家族もありますから、ちゃんと情報を確認した上で、人事上の対応の必要性の有無というのを私は判断しなきゃいけない。現時点においては、だから、そこまでまだお答えする段階にはないということです。

○長妻委員 これは非常に、政府の、官房長官の答弁は不誠実だと思います。二日前から綿密に打合せして、官房長官と情報共有するように厳しく申し上げたところであります。念には念を押して申し上げたにもかかわらず、とぼけているのか、本当に情報共有していないのか。これは官房長官の監督責任というの私も私は問われるというふうに思うんですね。

これはいつまでに調査結果というのは出るんでしょうか。

○木原国務大臣 確かに二日前からの委員の御指摘でありましたが、まさに今、経済産業省勤務時代の業務の案件でありましたので、事態を正確に把握をし、また本人のプライバシーにも関わることで、可及的速やかにこれは判断をし、そして適切に対処したいと思っております。

○長妻委員 そして、配付資料の十四ページ目でございますが、これが政府からいただいた、一、二、三、四、五回、かなり多くの出張をされてお

られますけれども、私が指摘をして一覧表を作っていたいただいたこの五回については、妻でない女性とホテルと一緒にいたというふうに政府は答弁されておりますが、官房長官、それでよろしいですね。後ろに聞いていただいても結構ですよ。

○木原国務大臣 大阪・関西万博関連の用務で大阪に出張した際に、知人女性をホテルの自室に招き入れたのは五回、そのうちの二回は翌朝までいたということが当該職員が認めておるところでございます。（長妻委員「この資料は合っているんですか。ちょっと一回止めてください。綿密に打合せしているんだから」と呼ぶ）

○山下委員長 では、速記を止めてください。

〔速記中止〕

○山下委員長 速記を起こしてください。

木原官房長官。

○木原国務大臣 委員の今日の提出資料のこの日程であります……（長妻委員「いや、だから、ここに女性と一緒にいたということですか。だから、ちゃんと答えないと」と呼ぶ）

部屋に招き入れた日でございますが、令和七年五月二日及び九月十一日に加え、令和七年五月二十一日、六月二十二日及び六月二十七日の合計五回、知人女性とホテルで過ごしたと報告を受けました。

○長妻委員 本日に政府の隠蔽体質、私はもう痛感しました。これを出してもらうにも本日に大変で、初めは知らぬ存ぜぬで。問題が起こったときに、きちっと事実関係を聞いているわけなので、これをきちっと認めていただいて、今日の答弁も、

あれだけ官房長官と共有するように言ったにもかかわらず、非常に共有も含め不誠実であるということ、強く抗議をしておきます。

そして、次に宮内庁にお伺いしますけれども、よろしいでしょうか。

生まれたときに皇族ではなくて、皇族の養子になって皇族になった事例というのは、過去全て、初めから遡って、そういう事例というのはあるのでしょうか。

○緒方政府参考人 お答えいたします。

現時点で、宮内庁として、史料に基づき確認できる限りで申し上げれば、御指摘のような、誕生時に皇族ではなかった方が皇族の養子となって皇族になった事例はないものと承知しております。

○長妻委員 これは伝統文化ではない、前例がないということなんですが、これは官房長官、御存じでしたか。

○木原国務大臣 非皇族としてお生まれになった方が皇族の養子となり皇族になった例がないということは承知しております。

○長妻委員 次に、佐賀県警について、佐賀県警のDNA鑑定不正事件についてお伺いします。

この不正鑑定をした担当者の警察庁のヒアリング内容が今月初めて公開されるということで、私の手元に昨日届きました。今日、配付資料にしております。

特に私が驚いたのは、上司との関係なんです。これについての内容について、上司との関係の部分について、ちょっと御紹介いただけますか。

○あかま国務大臣 佐賀県警察科学捜査研究所に

おけるDNA型鑑定に関する事案における対象職員からの聴取という話でお尋ねだと思っています。対象職員から聴取したところによれば、他の職員に対して相談のしづらさを感じ、また、十分な指導を受けられていないと感じていたなどというふうに話しており、このことはゆゆしき問題であるというふうに認識しております。

○長妻委員 何ページかにわたる資料でございますが、今おっしゃっていたように、この担当者、不正をした、DNA鑑定不正、こういうふうにおっしゃっているんですね。私が上司を信頼できなかった、苦しいときも上司に相談できなかった、令和五年から六年の不適切な取扱いの原因は上司にあると思っている、法医系の係長が係長として機能していなかった、相談しても嫌そうな顔をされ、相談しても自分で考えろという感じで返されていた、どうすればいいのかわからなかったというようなことをする述べておられる。非常にこのマネジメント体制というのが問題ではないかということ、是非改善していただきたいというふうに思います。

これは、お願いをして警察に作っていた資料、非常に貴重な資料です。八ページ目からですね。

まず、八、九、十、十一ページについては、この当該不正を行った、DNA鑑定不正を行ったこの担当者が行った不正鑑定のうち、既に犯人が検挙されているそのリストです、五十九件。五十九件共に不正鑑定があったと認定されております。

そして、十二ページ以降、十二、十三、この二

枚については、この同じ担当者が行った不正鑑定、認定されている不正鑑定二十七件は、これは犯人が検挙されずに捜査中だということであります。きちっとしたDNA鑑定がなされていれば検挙された可能性もある事案、二十七件あります、捜査中という事です。

もう一つ問題なのは、今申し上げた五十九件は、既に犯人が検挙されている。でも、五十九件は全部この担当者がDNA不正をしたと認定されているんですね、五十九件、犯人が検挙されている。私は、冤罪の方がおられるんじゃないかと思うんですよ。警察庁は冤罪はいないというふうにはつきりおっしゃっておられますが、私はちよつと信用できないんですね。

ほかの県警で、DNA鑑定、できるにもかかわらず、微量だからできないということで、冤罪になってしまった方がおられます。弁護士が頼んだ鑑定人は、ちゃんと鑑定したらば、その犯人ではなかったということで無罪になった方がおられるわけですね。そういう事例もあるわけで、この五十九人の中に冤罪がいる可能性は否定できないと思いますので、第三者を入れて是非調査していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○あかま国務大臣 委員の方から、第三者を入れての調査というお尋ねでございますけれども、本件調査、これは、関係する事件や、変死体の取扱い、行方不明者の届出等に関して、捜査書類であるとか写真、また届出等などの資料等を詳細に確認する必要がある、個人のプライバシー、これのみならず、具体的な捜査内容に深く関わるもの、

そういった理由であることから、警察以外の調査にはなじまないというふうに考えており、そうした結果、警察庁の特別監察、これを行ったものであります。

○長妻委員 いや、これは守秘義務をかけて調査してほしいんですよ。

国家公安委員長、県警で起こった冤罪事件、御存じですよ。微量な精液が鑑定できないということではねてしまった、ところが、弁護士が頼んだ鑑定人はちゃんと鑑定できて、その犯人じゃないということが分かった、こういう例があるわけでありまして。

これは、私はどう考えてもおかしいと思うんですね。この五十九件全件でこの担当者がDNA不正をしたということですよ。

○あかま国務大臣 不正をという話で、ただ、これに冤罪の可能性がという話であるならば、特別監察において、対象職員による鑑定に関する事件の捜査資料等を子細に、かなり詳しく確認した結果、対象職員による不適切な取扱いが認められた、犯人を検挙している事件に関する鑑定に関する事件で、当該被疑者が犯人であることを対象職員によるDNA型鑑定結果のみで立証しているものではないというふうに認識しておりますし、他の証拠関係により立証していることが確認されているものというふうに承知しております。

○長妻委員 私、詳細に聞きましたけれども、大変いいかげんな調査だと私は認識しました。第三者を入れなないと、私は、この中に冤罪の方がおられる可能性がある。これだけのDNA鑑定不正

を起こしておいて、身内だけで始末するというのは、私はおかしいと思うんですね。是非前向きに御検討いただければというふうに思います。

これで、国家公安委員長、御退席、結構です。官房長官も御退席、結構でございます。

○山下委員長 官房長官、国家公安委員長は御退室されて結構です。

○長妻委員 最後に、ずっと取り組んでおります、名前、住所の病歴が、統計特例ということであれば企業や個人事業主に渡すことができるというところでもない法律、これが今参議院で審議をされようとしております。

配付資料の二ページ目にもつけましたけれども、京都大学の医療情報に詳しい黒田教授、この議事録にもありますが、これは、医療等情報の利活用の推進に関する検討会議事録、これは政府が主催しているものでありますが、そこで、個人情報保護委員会が改正案について、つまり名前、住所の病歴を提供できるということについて、最悪の案であるということでおっしゃっておられるんですね。例外をたくさん並べて、その例外のどれかに当てはまるからいいだろうみたいな議論をする、何が起こるかという、目の前におられる患者さんからはどうしてそんな扱い方をあなたにしたのだというクレームをたくさんもらうのです。

この黒田教授を我が党がちよつとヒアリングをさせていただいたときに、黒田教授は、国民の信頼を損ねて、むしろデータが流通しなくなる、AIの発展とか医学の発展にマイナスになるという

ふうに懸念を示して、今日の新聞報道にも詳しく出ております。

大臣にお伺いするんですが、今回の統計特例で、名前、住所つき病歴を提供する、提供先がそれが欲しいと言って提供元も了解した場合、法律で認められるわけですが、その場合、例えば生成AI、一般に使われている生成AIにも読ませるということはできるんでしょうか。

○松本（尚） 国務大臣 生成AIにも読ませるかどうかという御質問ですけれども、できるかできないかといえば、できるということです。

○長妻委員 これは大丈夫なんですかね。チャットGPTとかGeminiとか、名前、住所、そして病歴、どういう御病歴か、まず一旦読ませる。絶対表に出ないと政府はおっしゃっておられますが、一ページ目、これも、AIに詳しい国立情報学研究所の佐藤一郎教授に詳細にお伺いしましたところ、このポンチ絵にもありますように、生成AIの出力に元の情報が出現する理由ということで、これは出てしまうんですね、いろいろなガイドライン規制をしても。

そして、もう一つ。今日、内閣府に来ていただいているので。

今回、問題なのは、ダブルトラックになっているんですね。つまり、名前、住所つきの医療データ、これを統計特例で企業や個人事業主に出すことができるというのは、個人情報保護法のルートなんです、今回の改正案の。もう一つのルートで、病歴を医学の進歩に活用する、そういう取組があるんですね。これはもう、大臣御存じのよう

に、大臣の所管ではありませんが、内閣府と厚労省所管の次世代医療基盤法という法律に基づいて、国民の皆さんの医療データをもう既に提供しています、企業に。医療データを病院から企業に提供して、医学の進歩、薬の進歩に役立ててもらおうというスキームがあるわけですね。このスキームの横に抜け道みたいな形で今回改正案が出てきたので、みんな心配しているわけがあります。

ちよつと聞きますと、私、統計作成等とかAIの学習とかいうことでいえば、名前とか住所というのは必要ないと思うんですよ。仮名でもいいと思うんですよ。当たり前ですよ、こんなもの。仮の名前で。

さすがにどうか当たり前ですけれども、次世代医療基盤法の世界の中では、仮名化をするということが義務づけられているんですね、義務づけられている。ただ、ここでの審議でも、いや、仮名化というのは提供元が大変だから、提供先が欲しいと言え、一旦渡して、提供先で適切に処理してもらおうという答弁がずっと続いているんですが、できているんですね。

今日、担当者に来ていただいておりますけれども、つまり、どういう仕組みかというと、提供元の病院は仮名化作業というのはなかなか難しいです、よね、忙しい。そうじゃなくて、仮名化作業をする事業者をお国が認定して、三者、厳密に認定して、三者に限っては、そこに生データを病院が渡して、三者というのはNTTデータ系、日立京都大学系、医師会系があるんですね、これが、認定作成事業者というところが仮名化、匿

名化をして企業に渡しているというスキームなんです。

そのときに、大臣もこの前おっしゃったのは、仮名化するといったって全部できるわけないだろう、こういうふうにおっしゃったんですね。どういふことかという、構造化されたデータは簡単に住所、名前を消せるけれども、例えば、カルテの自由記述欄ですね、フリーテキストみたいな、そこについては、一々削除できないから一旦渡しちゃうしかないんだという話をしていました。

今日、担当者が来られておりますけれども、匿名、仮名化について、フリーテキストですね、例えばカルテの自由記述欄も含めて、それも含めてちゃんと匿名化、仮名化して企業に渡す、こういうふうになつていっていることよろしいんですか。

○内山政府参考人 お答えいたします。

次世代医療基盤法につきましては、今御指摘いただきましたように、匿名加工にせよ仮名加工にせよ、認定作成事業者が医療情報を収集し、匿名加工あるいは匿名加工を行って利用者に提供する仕組みとなっております。

この中で、御指摘がありましたような構造化されていないデータについても、仮名加工医療情報を提供する場合あるいは匿名加工医療情報を提供する場合には、認定作成事業者が仮名加工あるいは匿名加工を行って提供することとされてございます。

○長妻委員 できるじゃないですかね。全然できないじゃないですか。あるじゃないですか、仕組み

が。

やはり、私も聞いてみると、提供先が名前と住所の病歴が欲しいと、こういうニーズも確かにあるんです。理由を聞くと、名寄せしたいということなんです。別に名前を知りたいとか住所を知りたいじゃなくて、名前、住所が単純に削られていくと、別人と認識しちゃうんですね。そうじゃなくて、名前と住所があれば名寄せできるということなんです。

これは御担当者に聞きますけれども、名寄せもちゃんとして仮名、匿名で提供しているということとでございましょうか。

○内山政府参考人 当然、利用者側の御要望にもよりましかれども、名寄せが必要な場合には、被保険者番号やそうした氏名を使って名寄せをした上で提供しているものというふうに向うてございます。

○長妻委員 できているじゃないですかね、名寄せ。

私もこの認定事業者三者のうち二者にお話を聞きましたところ、今、被保険者番号は、枝番もできたので、全員一個ずつ持っているんですよ、違う番号を。だから、被保険者番号で名寄せをして、そして、被保険者番号はもちろん利用者には渡さない、利用事業者には。それで、名寄せをして、仮名あるいは匿名加工して渡しているということとで、こういうスキームがあるわけですよ。

だから、私も、いや、大臣の気持ちには分かるんですよ。医療の発展とかAIの発展、これは我々も否定していません。もちろん、日本はバーティ

カルAIで世界一を目指すポテンシャルがあると思っているんです。

そういう意味では、このスキームの中で、次世代医療基盤法の中でもう少し使いやすくするというのは、私は賛成ですよ。この中でやりませんか。ここが、このスキームがよくできているのは、認定作成事業者をお国が認定するのみならず、もう企業、医療情報をもらう企業も認定なんですよ。国が認定するんです。

だから、この前も予算委員会、中国企業にも同じスキームで渡すということとで質問しまして、お認めになりましたけれども、さっぱり分からなわけですよ、個人情報保護法改正案のスキームだと。ところが、次世代医療基盤法のスキームだと、もう企業名もはっきり分かるし、分かるどころか、お国が、もらっているよ、もらっているよというのを認定して、その企業しかももらえない。こういう仕組み。これは安心ですよ。

そういうようなことで、是非、大臣におかれましては、このスキームでやりませんか。

○松本（尚）国務大臣 まず、次世代医療基盤法と今回の特例と、これはお互い排他的なものではないということはお話をしておかなきゃいけないと思います。

すなわち、提供元と提供先が合意をしてということとは再三お話をさせてもらいましたけれども、その際に、提供元が、今委員がおっしゃったような危惧、いろいろなものを危惧、心配だなということであれば、これは、守秘義務のことも含めて、次世代医療基盤法に基づいてデータを提供すれば

よくて、そうではなくて、いや、そこまでは心配しないだろうということであればこの特例を使ってもらうことは、何ら問題はないということになります。

もう一つは、このときに、提供する側に氏名等々の削除が技術的に困難かどうかをどう合理的、客観的に判断するかということですけども、これについては、ガイドラインで、こういうものがあれば合理的にちゃんと削除できるのでしようということとは例示します。

それから、もう一つは、提供元、提供先の合意のものを個人情報委員会が事後的にチェックをすることも可能ですし、提供元、提供先がこれでいいのかどうかということは、個人情報保護委員会の方のいわゆる相談窓口でもって確認を事前にできるということも担保されていますので、そういった形で、どちらの法律を使うかも含めて、提供元が適切に判断できるようになっているというふうに思います。

○長妻委員 これは結局、認定はないんですよ。そして、提供元の、ある意味では判断に任されているんですね。

だから、私もお話を聞きました。やはり、いろいろ考えるというか、そこら辺の医療情報に相当したけた医療機関は恐らく使わないだろう、個人情報保護法の改正案のところで提供しないだろうと。ところが、やはり、医療機関でも、経営が苦しい、そして、もちろん、データを提供するときには巨額の報酬がオフアールされるケースもあるわけでございます。そういう医療情報に慣れていないと

ころは、であれば提供する、法律にも書いてあるからというように提供する可能性はあるというふうに関門家もおっしゃっておられるので。ですから、抜け道、横道をつくらないでいいじゃないですか。これで十分できているんですよ。専門家も言っているわけです。

最後に一点、質問でございますが、私、個人情報保護委員会の、衆議院そして参議院での厚生労働委員会での答弁というのは非常に不誠実だと。誤解するような答弁が続発しているんですね。

これについてちよつと聞きますが、その答弁の趣旨、個人情報保護委員会の答弁は、いやいや、法律が通ったとしても、ガイドラインとか規則で匿名化を義務づけることができるよ、上乗せ規定で、そんなような趣旨の答弁をしているんですよ。私、法律の専門家に聞くと、そんなばかなことはできないよ、だって、法律では義務づけていないのに、規則とかガイドライン、法律でないもので匿名化を義務づけるなんてことはできるわけがないとおっしゃっているんですが、これはできないわけですね。匿名化を義務づけていない法律よりも、法律でない規則、ガイドラインで匿名化を義務づけて、それに反したらば罰則がつく、こういうことはできないわけですよ。

○松本（尚）国務大臣 今おっしゃったとおり、法理的には、一律に匿名化等を必須とする旨の委員会規則やガイドラインを規定するということは、法律の委任の範囲の観点を考えると困難だということでございます。

ただ、特例としての取扱要件には当たらない場

合がある。その場合はというのは、漏えいした場合のリスクが高いとか、あるいは、氏名等が元々不要であったり、削除が技術的にそんなに難しくないので出した場合は、これは本人同意が必要になりますから、今のお話は、匿名化の必要性というのはいわゆる我々としては考えていないということです。

○長妻委員 適切でない場合は、それはそれなりの処置がなされるわけですけども、この法律に基づいたときは、そういう上乗せ規定というのはいらない。

しかも、非常に悪質なのは、本人が名前つき、住所つきの病歴を提供しないでほしいと言え、上乗せ規定の規則とかガイドラインでそれを止めることができる、こんなような趣旨の答弁も個人情報保護委員会はしているんですが、これも、誤解を招くというか、虚偽に近い答弁だと私は思いますので、丁寧に、ちゃんと正確に説明して、皆さんの法律を通したい気持ちには分かりますが、リスクをちゃんと説明していただきたいということ、質問を終わります。よろしくお願いします。